

居宅介護支援事業者による指定介護予防支援に関するQ&A

令和8年4月1日現在

番号	質問	回答
1	要支援の全プランが対象になりますか。	要支援の方でも介護予防ケアマネジメントの方は対象外となります。
2	事業対象者は対象になりますか。	事業対象者の方は対象外となります。
3	指定を受けた場合、現在のプランの取扱いはどうなりますか。	指定を受ける際、利用者との契約方法について養老町地域包括支援センターと調整をお願いします。直接担当される場合は、利用者との新規契約を締結する必要があります。ただし、介護予防ケアマネジメントについては、引き続き地域包括支援センターとの契約となります。※指定を受けた場合でも、委託で介護予防支援プランを作成することはできます。
4	単位数はどうなりますか。	指定を受けた場合は、「介護予防支援費(Ⅱ)472単位」となります。
5	複数の自治体の被保険者の介護予防支援を行う場合、各自治体ごとに指定を受ける必要がありますか。	各自治体ごとに指定を受ける必要があります。(本町の介護保険被保険者の介護予防支援を行う場合は、本町の指定を受けてください。)
6	指定を受けた後の地域包括支援センターとの関わりはどうなりますか。	指定を受けた後も、引き続き必要に応じて相談、連携などが可能です。
7	今後、地域包括支援センターの介護予防支援業務はなくなるということですか。	介護予防支援業務を居宅介護支援事業所に実施していただきやすくするための指定になりますので、これまで同様、地域包括支援センターにおいても介護予防支援業務は実施していきます。
8	介護予防ケアマネジメントに変更した場合の取扱いについて教えてください。	介護予防支援を利用されている方が、総合事業のみの利用となるなど介護予防ケアマネジメントとなった場合は、地域包括支援センターと利用者との契約が必要となります。その場合、居宅介護支援事業所は地域包括支援センターから委託を受けての実施となります。